

より^{土佐}直入禁止執行の爲執達吏來合せたる爲地主より此旨小作人に傳へたる所中村に於ても訴訟上斯くなる上は已むを得ずとして一應同所を立去りたり。

爾して中村等は部落に歸るや益農金川支部長兼原善太郎外同區小作人全部を召集して該經過を報導したるに一同極度に憤慨し事茲に歸りたる以上此際一致結束して無差地主を屈服せしむべしと爲し執達吏立禁執行に當りては牛五頭を放つて紛争する計劃を構て一同打雜れ無事田に赴き執達吏の來るを俟ち居たるが偶々執達吏午後一時頃執達吏は自動車を馳つて現場に赴きたるに小作人側状況險悪なりし爲め急遽暴動引上げたり。於茲小作人等は勢に乗じ直禁地主と交渉を爲すべく約六十名は五々區々地主たる金田町友清方前に集合し支部長兼原善太郎外五名を交渉委員として

(1)昭和三年四年度米納米金免

(2)昭和五年度小作米は二割^B及至二割五分を減額し十ヶ年年賦とする事。

(3)昭和六年度小作米も二割^B及至二割五分を減額すること。
(4)争議費用として三百圓を支給すること。

の要求交渉を爲し職員全部は地主宅^{土佐}に集合交渉の進行を俟ち居たるが

地主側は

(1)第一項は之を否認

(2)第二項は減額不能なるも確實なる保証人あれば五年年賦とするも減額なし。

(3)第五項は一割減率減率す。

(4)争議争議費用は不當なる要求を以て承認の限にあらずと主張し第五項以外は兩者の主張合り懸隔なく新文解決の途を見へたるも小作人側が争議費用支給に關しては主張を固持